会議記録

附属機関の名称	熊谷市自治基本条例審議会
開催日時	平成３０年２月２７日（火）１０時から１１時５０分まで
開催場所	熊谷市役所本庁舎　３０２会議室
出席者	【委員】計９名 山口雅功会長、依田悦代副会長、出浦尚明委員、小谷野操男委員、 上村悦子委員、安藤君子委員、加藤英明委員、芹澤正雄委員、 秋元留美子委員 【事務局】企画課職員計４名 髙橋課長、長谷川副課長、野村主査、松本主事 計１３名
傍聴人	０人
問い合わせ先（所管課）	総合政策部企画課（市役所本庁舎３階） 電話　０４８－５２４－１１１１（内線５２８）
内容	**１　開会（企画課長）** 熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、会議の概要を公開することの承認 **２　委嘱状の交付（市長）** 新たに委嘱となる３名の公募委員に委嘱状を交付した。 **３　挨拶** **富岡市長** 第１回審議会で「自治基本条例の一部改正」について諮問させていただいた。おかげで、６月議会で議決をいただくことができ、感謝申し上げる。本日、新たな委員も迎えることになるが、よろしくお願いしたい。 **山口会長** 本条例も１０年が経過し、昨年は一部改正を行った。今回、新たに３名の委員を迎えることになったが、活発な意見をお願いしたい。 **４　委員の紹介** **５　議事** 審議会条例第６条第１項の規定に基づき、山口会長が議長となり進行 （１）自治基本条例の推進状況について 事務局から事前配布資料議事１にしたがって説明

	①市民満足度アンケート調査報告書について 人口２０万人にも関わらず、アンケート総数３，０００人（回収数１，０８９通）の信頼度はどうなのか。 →（事務局）統計学的にも信頼度を満たす基準をクリアしている。 ②附属機関である審議会等における女性登用について 女性委員の登用・選出方法についての考え方は。 →（事務局）各団体に委員の選出依頼をする際、「長」の宛職にすると男性が多くなるため、「長」に限らず団体内からの推薦という形にし、女性の委員を選出しやすくしている。 ③自治会加入率について 全体的に加入率が減少傾向にあるが、その理由は。高齢により自治会員の職責を果たせないことが脱会の理由だとすると、助け合うべき自治会の趣旨に反してしまうことになってしまう。 →（事務局）人口は減少しているが、単身も含め世帯数は増加している。世帯数（分母）の伸びほど、加入世帯（分子）が伸びないため加入率が下がっている。加入促進については引き続き取り組む。 ④学校教育で自治基本条例を取り扱うことについて 小中学校で自治基本条例についての授業を行うことで、理解が深まるのでは。条例施行から１０年経過ということは、当時１２歳の子が現在２２歳の青年になっている訳で、教育も重要だと思う。 →（事務局）熊谷の歴史や文化を学ぶ授業もあるので、その中で触れてもらえればと考えている。 ⑤コミュニティの形成について 介護の分野では日常生活圏域という括りがあり、ここでコミュニティを形成している。このような小さな単位をまとめて、大きなまとまりとしていくのが良い。人口も財源も減少が見込まれる中、コミュニティの活用が今後の課題と考える。 →（事務局）第２次総合振興計画でも、子育て、障害、高齢者、貧困など幅広い分野において「地域での見守り」を政策として取り入れる予定。 ⑥市民参加と市民の責務について 市民活動も高齢化しており、若い人が参加しやすく、多くの世代が交流できるようなものにする必要がある。鳩山ニュータウンでは、コミュニティマルシェを立ち上げ、毎月様々なイベントを仕掛けている。市民活動やボランティアの括りではない、新しい層の方々の参加が増えている。 ⑦災害時の自助・共助・公助について 災害時は日赤と自治会との連携も重要であり、加入率の低下がこれらに影響しないか心配である。「共助」と「協働」の違いは。

	→（事務局）共助は災害分野、協働は市民活動分野で使用している。市は共助には関与していないが、協働には関与している。 →「互助」のボランティアの活用も強めていきたい。 ⑧ボランティア教育について うどんサミットで中学生のボランティアが好評だった。やはり若い人が参加しやすく、多世代が関われる環境づくりが大切である。 ⑨自治基本条例の名称について 自治基本条例よりもまちづくり条例という名称のほうが、市民にとっては分かりやすく参加しやすいのかもしれない。条例名は変更できないので、パンフレットに「みんなでまちづくり」などと追記してはどうか。 →（事務局）検討する。 ⑩子供会について 地区の子供会が解散になる。子供は習い事で忙しく、親は役員の負担のほか、仕事、子育て、介護等があり積極的に参加できない状況にある。このような状況で育つと、将来あまり積極的に関わることをしない大人になってしまうのではと心配をしている。 （２）自治基本条例の見直しについて 事務局から事前配布資料議事２にしたがって説明 第１２条（職員の責務）については、「全体の奉仕者として」という文言が、憲法や地方公務員法の文言をそのまま使っているため唐突感があり、バランスを欠いている感じがする。協働がイメージできる「公共の利益ため」などに修正するのはどうかとの意見があった。 →（結論）「３　その他」の意見として採用し、今後の審議会での継続審査にすることとした。第１２条以外は前文も含め修正不要との結論に至った。 **６　閉会（企画課長）**

※　この会議記録は、熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱第１０条に規定する様式第２号により、作成しています。